

戦後日本の中等学校制度改革 に関する研究 (1)

—設置基準設定をめぐる議論を中心にして—

さん ば 光 彦
三 羽

序章 課題と方法

第1節 研究課題

第2節 研究の視角

- (1) 設置基準の性格と内容
- (2) 旧学制との関係
- (3) 中学校と高等学校との連続性

第3節 先行研究および史料

- (1) 先行研究
- (2) 史料

第I章 高等学校設置基準の構想

第1節 「新制高等学校設置基準設定委員会」の発足

第2節 設置基準設定委員会におけるオズボーンの示唆

第3節 CI&Eの設置基準の構想

第4節 文部省の設置基準の構想

第II章 高等学校設置基準に関する文部省とCI&Eの議論

第1節 設置基準の性格をめぐって

第2節 新制高等学校の水準をめぐって

第3節 旧制高等学校との関係をめぐって

第4節 高等学校設置基準の前提

第5節 青年学校と定時制高等学校との関係

(以上本号掲載。第III章以降は、本論集の次号に掲載予定)

序章 課題と方法

第1節 研究課題

1950(昭和25)年に、文部省は、戦後日本の教育改革の実施状況とその意義をまとめた報告書『日本における教育改革の進展』を刊行した。同書では、「学校制度の基本が、民主的に決定されず、天皇の大権に基く勅令によって定められていた」こと、「学校制度がきわめて複雑であったばかりでなく、(中略)教育の機会均等をさまたげる点が少くなかった」こと、「教育制度の運営がきわめて中央集権的であり、(中略)地方の特殊性・自主性を害することが少くなかった」こと、以上が戦前日本の学校制度の「重要な欠陥」であったと指摘している¹⁾。さらに、それらの改革を図るために学校教育法を制定して、学制改革を実施したことを丁寧に解説している。

このうち、学校体系の問題については、以下のように述べて、その差別的な在り方が教育の機会均等を阻害してきた点を、鋭く指摘している。

「学校制度がきわめて複雑であったばかりでなく、国民学校を出発点として、中学校・高等学校・大学に通ずる指導者養成教育の学校体系と、国民学校から青年学校に進むいわゆる大衆教育の学校体系とが判然と区別されており、両者の間にはほとんど関連性を見いだすことができなかつたのである。しかも、学校体系には、いわゆる進学上の袋小路が多く、また教育の内容、程度において、男女間の差別が著しいというように、教育の機会均等をさまたげる点が少くなかつた。」²⁾

ここで示されているように、戦前の学校体系は、6か年の国民学校初等科修了後の進路が複雑に分岐していた。12歳そこそこの子ども達が、家庭の経済力と成績とによって、同一年齢であるにもかかわらず、学校へ行ける者とそうでない者、初等教育の延長として2か年程度の教育を継続する者(国

民学校高等科)と中等教育を受ける者、正規に上級学校につながる特権的なコースを歩む者とそうでない者、といったように分けられていったのである。国民学校初等科修了後の学校体系の差別的分岐は、いわば、戦前日本の学校制度の矛盾の集中点といっても過言ではなかった。したがって、戦後の教育改革においては、この段階の学校を一元化して学校体系を民主化することは、学校制度改革の眼目ともいえる重要性を有していた。

このような学校体系の民主化を、戦後学校制度改革の第一のモメントとするならば、第二のモメントは、中等教育の機会をすべての者に開放していこうとする、いわば中等教育の大衆化とでもいえるものであった。前述した文部省の報告書は、戦後の学校制度改革の注目すべき内容の一つとして、新制中学校の創設とその義務化をあげている。義務制の中学校の発足は、まさに中等教育の民主化と大衆化の実現を具体的に象徴するものであった。さらに、新制の高等学校についても、この文部省報告書は「その前身である旧制中学校が、選ばれた者のための教育機関という性格を脱しきれなかったのに対して、米国教育使節団の報告書にもあるように、『希望者はだれでも入学できる。』門戸開放と機会均等を根本理念として設置され、義務教育ではないが、いわばこれに準ずる性格を与えられて発足したのである」³⁾と、その準義務制を明言している。

このように、中等教育の民主化と大衆化は教育の機会均等の実現に際して、その試金石ともいうべき位置にあった。したがって、成立する中学校と高等学校がいかなる性格と内容をもつかは、戦後教育改革の成否を決定するといってもいい過ぎではなかった。周知のように、中学校と高等学校の制度上の枠組みは、1947(昭和22)年3月31日に制定された学校教育法によって定められたが、教育課程に関しては、同時平行的に学習指導要領の作成が進められ、中学校については1947(昭和22)年3月に、『学習指導要領 一般編(試案)』によって、高等学校については同年4月7日の「新制高等学校の教科課程に関する件」(『学習指導要領』一般編第三章の補遺として通達された発学

第156号)によって、最初の輪郭が与えられた⁴⁾。しかし、それぞれの学校全体の組織・運営などに関わる具体的な在り方については、その後も引き続き検討された。

ところで、このような教育課程をも含めた学校の組織全体に関する具体的なイメージについては、実は、設置基準の構想に関連して検討が進められたのである。したがって、設置基準の構想と制定に至るまでの議論の過程には、新制高等学校と新制中学校をいかなる性格の中等教育として実現するかという点で、きわめて興味深い論点がいくつか存在する。そこで、本論文では、戦後日本の中等教育改革の過程を実証的に解明する作業の一環として、中学校と高等学校の設置基準の構想と策定過程を検討することをめざした。

第2節 研究の視角

(1) 設置基準の性格と内容

本論文では、主に、連合国軍最高司令官総司令部(GHQ/SCAP)の民間情報教育局(CI&E)と文部省との間の、設置基準設定に至る過程の議論の分析を行なった。結論的にいうならば、そこにおいて、まず第一に特徴的なことは、設置基準の性格と内容について、文部省の構想とCI&E教育課の構想とは、基本的な点でかなり異なっていたことである。すなわち、文部省の構想では、設置基準を設置認可の条件として位置付けていたのに対して、CI&E教育課は、中学校や高等学校の望ましい教育の性格や学校運営の指針として構想していたのである。さらに、この基本的な観点の違いは、学校の一定の水準確保をいかなるシステムによって実施するかという、将来の構想の違いにも密接に関係していた。文部省は、監督官庁が設置基準に基づいて認可を与えることによって学校を設立していくことを考えていた。一方、CI&E教育課は、中学校や高等学校を各地で地方自治の原則に基づいて創設することを奨励するとともに、それらの学校の水準の向上については、アクレディテーション・システム⁵⁾(Accreditation System)の導入を構想していた

のである。

また、CI&E 教育課は、そうした観点から、学科編制や施設・設備とともに学校の組織・運営および教授方法・教授計画さらに学校と地域との関係など学校教育全般にわたる指針を「学校基準」として「手引書」(Hand Book)の形で公にすることを文部省に勧告した。こうして作成されたのが『新制高等学校実施の手引』(文部省学校教育局。1947年12月27日の同局長通牒「新制高等学校実施準備に関する件」に付して公表された。)であった。ところが、この文書の目次には「第三部 新制高等学校の運営指針」と「第四部 新制高等学校設備の参考」があげられてはいたが、この第三部と第四部については、「追って発表する」とされ、内容は盛り込まれていない。結局、「設備」に関しては、施設や教員定数とともに文部省令で「高等学校設置基準」(1948年1月27日)として定められたのである。「運営指針」については、やや遅れて、『新制中学校 新制高等学校 望ましい運営の指針』(1949年4月)と題する文部省学校教育局の著作物として刊行されることとなる。

以上のような事実から、『新制高等学校実施の手引』、「高等学校設置基準」および『新制中学校 新制高等学校 望ましい運営の指針』の三つの文書は、発足期の新制高等学校の基準を示した基本文書として位置付けることができる。本論文では、設置基準の内容や性格に関する構想の変化との関係で、これらの文書の作成経緯を明らかにして、これまで、必ずしも明確にはされていなかった、これらの文書の意義と性格および密接な関連性について考察を加えたい。

(2) 旧学制との関係

設置基準の策定をめぐる議論の過程においては、新制中学校と新制高等学校の水準を、旧制の学校との比較でどの程度の水準の学校として構想するかが一つの重要な問題となった。全日制の新制高等学校の水準としては、教育刷新委員会や文部省のなかには、年齢上相当する旧制高等学校の学年の水準

を満たすべきだとの見解が強かった。しかし、CI&E 教育課は、設置基準設定委員会や文部省職員との会議を利用して、旧制度と新制度の中等教育の根本的な相違を論じ、新制高等学校はすべての者にかかれた大衆の性格をもつべきもので、特権的な旧制高等学校と同等の水準とすることが非現実的であることを主張した。

また、定時制高等学校については、文部省内では青年学校をその母体として構想しており、設置基準を別個に設定しようとするなど、全日制より低い水準のものとみなす傾向があった。これに対して、CI&E は、全日制と定時制との同等性を保障するような設置基準の策定を求めた。

新制中学校については、新制中学校の性格や水準が旧制の国民学校高等科(高等小学校)と同様のものとして理解される傾向があることが問題とされた。たとえば、1947(昭和22)年11月に、文部省職員とCI&E 教育課の中学校担当官との会議で、新制中学校を、旧制の高等小学校と本質的に異なるものとして理解している校長や教員が少ないこと、単に、小学校を3年間延長したものとみなしがちであることが問題として指摘された。そこで、この傾向を是正し、新しい中等教育としての性格と特徴を明確に示すため、『新しい中学校の手引』(1949年2月刊行)の作成が計画された。なお、後に述べるように、設置基準については、中学校に関しても策定準備が進められ、草案も作成されたが、結局、設定されるに至っていない。しかしながら、新制中学校の性格や質的水準に関しては、『新しい中学校の手引』や『新制中学校 新制高等学校 望ましい運営の指針』のなかで示されている。本論文では、このような経緯について検討し、設置基準の設定に際して、新制中学校と新制高等学校が、旧制度との関係でいかなる性格・水準の学校として構想されたのかを、議論の経過に即して明らかにしたい。

(3) 中学校と高等学校との連続性

新制高等学校の設置基準設定に関する議論の過程で、今一つ特徴的なこと

は、CI&E 教育課が、中等教育は新制中学校と新制高等学校の両者にまたがるものであることを強調し、両者の一体性と連続性を保障するよう配慮していることである。たとえば、CI&E 教育課は、1947 (昭和22) 年5月に、文部省の中等教育課と高等教育課の両課に、「中等学校関係二課長毎週連絡会議」(Weekly Liaison Meeting with the Chiefs of Two Secondary Sections) を組織するように求めている。これは、中学校と高等学校の両者の接続と関連を強めることを意図したものであり、この「連絡会議」におけるCI&Eと文部省担当者との審議のなかで、新制中学校についても設置基準を策定することが計画された。

その結果、「中学校設置基準設定委員会」の設置が検討され、1948 (昭和23) 年1月になってから委員会が組織された。この委員会は3か月たらずの審議の後、1948 (昭和23) 年3月に、中学校設置基準案の報告を行なっている。しかしながら、周知のように、結局のところは、中学校設置基準は制定されずに今日に至っている。ただし、高等学校と中学校の関連を密接にしていくことを検討するなかで、中学校についても設置基準の策定が予定され、構想が固まっていたことは注目される。

本論文ではこうした経緯をふまえて、中学校と高等学校の両者を視野に入れながら、それらの設置基準の作成過程を明らかにするとともに、そこでの議論の論点を整理することとした。

第3節 先行研究および史料

(1) 先行研究

占領軍総司令部の史料の利用が活発になされ、文部省をはじめ教育刷新委員会などの関係者の個人文書の発掘・整理が進むなどして、近年、戦後教育改革に関する研究成果の進展は著しい。ここでは、本論文で参考にした最近の研究のうち、戦後学校制度改革に関する研究成果について簡単に整理しておきたい。

いちはやく占領文書を用いて戦後学校制度改革のプロセスを解明した研究に、鈴木英一「六・三制の成立事情」（教育科学研究会編『教育』1981年9月号）、同「学制改革の成立事情」（『名古屋大学教育学部紀要——教育学科——』第29巻、1983年3月）がある。この研究は戦後学校制度改革の全体的な流れを、占領軍の視点から初めて明らかにしたもので、改革過程での論点がきわめてクリアにされている。戦後の学校制度改革を法的に基礎づけた学校教育法の成立過程については、当事者であった春山順之輔氏、坂元彦太郎氏、辻田力氏ら文部省関係者の旧蔵文書中の法案など学校教育法関連文書を検討した研究が進められている。たとえば、大橋基博・佐々木享「学校教育法案の形成過程——学校教育法諸草案の特徴と変遷を中心に——」（日本教育学会編『教育学研究』第50巻第4号、1983年12月）、佐々木享「学校教育法の成立」（『講座 日本教育史』第4巻〔現代Ⅰ・現代Ⅱ〕1984年4月）、などがある。また、大橋基博・佐々木享・鈴木英一・近藤正春・井深雄二・堀内達夫・井上知則・小野田正利・三羽光彦・横尾恒隆・中嶋哲彦・加藤繁美・夏目達也「学校教育法の成立過程の総合的研究（その2）」（『名古屋大学教育学部紀要——教育学科——』第30巻、1984年3月）では、施行規則の作成過程にまで踏み込んで、学校教育法案の各条項の変遷を解明している。本論文との関係では、学校教育法における学校設置基準の構想を見るうえでこの研究が参考になった。

新制高等学校の教育課程編成に関しては、矢野裕俊「高校における単位制の成立事情」（大阪市立大学文学部教育学教室『教育学論集』第11号、1985年）、同「高校教育課程における大教科制」（大阪市立大学文学部『人文研究』第40巻第7分冊、1988年）などによって、教育課程の組織編成の特質を明らかにする研究が進められている。定時制高校の成立過程については、大村恵「定時制高等学校制度の成立過程」（日本教育学会第46回大会発表、1987年8月28日）、同「戦後改革における統一的青年期教育像の成立——高等学校定時制課程制度理念の形成過程——」（日本教育学会編『教育学研究』第56巻第4号、1989年12月）がある。この研究は、『占領軍文書』および後述する『大田周夫氏旧蔵文書』

を用いた実証的研究で、高等学校制度における全日制と定時制との同等性をめぐる議論を中心に、「新制高等学校設置基準設定委員会」の活動をも考察の対象としている。また、高等学校の職業科の教育課程編成に関する研究としては、横山悦生「最初の高等学校職業科の教科課程の成立経緯について」(名古屋大学教育学部技術教育学研究室『技術教育学研究』第4号, 1987年10月)などがある。

新制中学校については、社会科あるいは家庭科・職業科の成立事情に関する研究が着手されているが、制度理念や教育課程編成の原理そのものの成立過程を実証的に解明しようとした研究は、高等学校に比して乏しいように思われる。CI&E教育課は、前述したように中学校を高等学校と連続させて位置付けようと努力していたが、文部省当局や教育関係者のなかでは、そうした意識は強くはなかった。教育学の研究関心においても、これまで中学校と高等学校との連続性を本格的に考察しようとすることはほとんどなかったように思われる。しかしながら、中等教育制度の改革を論じるならば、当然に、高等学校だけではなく中学校についても同様の視点から考察を加えなければならない。本論文において、対象を高等学校に限定しなかったのはそのためである。

なお、本論文は、戦後日本の学校制度改革を対象とした拙稿(「戦後日本の教育課程改革——初等・中等学校の教育課程の成立過程——」『岐阜経済大学論集』第21巻第3・4合併号, 1988年3月, 「戦後日本の6・3・3制成立経緯に関する研究(1)——文部省内の準備研究について——」同論集, 第22巻第4号, 1989年3月, 「戦後日本の6・3・3制成立経緯に関する研究(2)——「新学校制度実施準備の案内」の作成過程を中心に——」同論集, 第23巻第1号, 1989年6月)の延長上に位置するもので、教育史学会第33回大会(1989年10月5日, 静岡大学教育学部)での発表を論文にしたものである。

(2) 史 料

本研究では、第一に、占領軍総司令部民間情報教育局 (CI&E) の記録を利用した。CI&E 教育課の文書のうち、とりわけ内部報告書として最も基礎的な史料である 'Daily Report of Conference' (以下、カンファレンス・レポートとする。) を多く利用した。この文書は、CI&E 教育課の担当官と文部省職員などとの毎日の会議を個別に記録したもので、日時・場所・出席者・議題・会議内容・発言の趣旨・提出資料・担当者のコメントなどが記してあり、占領期の教育政策の動向をいきいきとダイナミックに知ることができる。特に、占領軍側と日本側との交渉を軸として、政策決定過程を立体的・構造的に把握することを可能としており、政策形成上の論点を明確にすることができる貴重な資料である。本研究では、膨大なカンファレンス・レポートのうち、CI&E 教育課の中等学校係の中心に位置していた M. L. オズボーン (Monta L. Osborne) の担当した会議のカンファレンス・レポート (すなわちオズボーンの署名のあるもの。) を主に利用した。

次に、文部省側の記録として、1947年5月23日から1949年5月までのまる2年間、学校教育局高等教育課長として、高等学校制度の発足に第一線に関わっていた大田周夫氏の旧蔵文書 (国立教育研究所所蔵。以下、『大田周夫氏旧蔵文書』とする。) のなかの資料を利用した。この文書中には、高等学校設置基準の草案や文部省内での会議記録など、貴重な一次資料などが多数含まれている。また、学校教育法および施行規則の草案については、『春山順之輔氏旧蔵文書』 (日本私学教育研究所所蔵)、および『戦後教育資料』 (国立教育研究所所蔵) などを利用した。

〔注〕

- 1) 文部省『日本における教育改革の進展——一九五〇年八月第二次訪日アメリカ教育使節団に提出した文部省報告書』1950年8月, p. 40。
- 2) 同上書, p. 41。
- 3) 同上書, p. 52。
- 4) この点に関しては、拙稿「戦後日本の教育課程改革——初等・中等学校の教育課

程の成立過程——』『岐阜経済大学論集』第21巻第3・4合併号, 1988年3月, ですでに考察した。

- 5) アクレディテーション・システムとは、学校が基準を満たしているか否かを、すでに基準を満たしている学校の代表などからなる認定団体が判定する制度で、戦後改革期において大学などで導入されようとしたのはよく知られている。しかし、中等教育段階におけるアクレディテーション・システムの構想については、研究が進んでおらず不明な点が多い。

第I章 高等学校設置基準の構想

第1節 「新制高等学校設置基準設定委員会」の発足

1947(昭和22)年3月31日に、学校教育法が制定されると、学校制度改革の次の段階のプログラムとして、学校の設置基準の策定が予定された。学校設置基準の審議は、高等教育段階に先立ち中等教育段階から着手された。文部省では、新制高等学校を担当する高等教育課と新制中学校を担当する中等教育課とが設置基準の検討を開始し、CI&E教育課では、高等学校と中学校の設置基準に関しては、M. L. オズボーン (Monta L. Osborne) を中心とする中等教育係が担当した。

設置基準案の検討は、まず、新制高等学校から始められた。CI&E教育課のカンファレンス・レポートに設置基準に関する議題が登場するのは、1947(昭和22)年3月中旬以降である。3月17日のオズボーンのカンファレンス・レポートによると¹⁾、文部省中等教育課の大照完事務官とオズボーンが高等学校の設置基準設定に関して会議をもち、大照事務官が設置基準設定委員会の発足準備の状況をオズボーンに報告するとともに、委員会委員の仮名簿を提出したことが記録されている。この会議で、オズボーンは、高等学校設置基準設定の作業は「暫定的な仕事とみなされないこと。現行の諸学校の長期的検討と実際の基準の徹底的検討を行ない、どこの学校であろうとも設定さ

れた基準を達成することができるようにその手段を講ずること。』¹⁾をコメントした。

一方、これに対して、大照事務官は、長期的に検討することには同意しつつ、「明確な目標を達成するような指針が、高等学校にはますます必要」なことを主張した。そこで、発足が予定されている設置基準設定委員会では、「できるだけ早く基準一覧表の試案を作成し、それを完成した後に、さらに徹底的な検討に着手する」¹⁾こととなった。なお、オズボーンは、「いまのところ、恒久的なアクレディテーションの制度ないし機関を設定する計画はない。」¹⁾と論評しているが、CI&Eは、提出された設置基準設定委員会の仮名簿を‘MEMBERS OF UPPER SECONDARY SCHOOL ACCREDITED COMMITTEE’としており、最終的にはいわゆるアクレディテーション制度の導入を構想していたと見られる。

その後、文部省は「新制高等学校設置基準設定委員会」を正式に発足させ、1947（昭和22）年3月25日に第1回会合を開いている。前述した『大田周夫氏旧蔵文書』のなかには、「新制高等学校設置基準設定委員会」²⁾と題された簿冊があるが、その史料から、高等学校設置基準の策定過程のアウトラインを知ることができる。それによると、「新制高等学校設置基準設定委員会」は、会議を毎週一、二回開催し、「新制度の高等学校が、その教育目的を達成することの出来るように設置についての基準を審議決定する」ことをその目的と定めている。そして、委員には、以下の17名があげられている。

- 「麻生 磯次（第一高等学校教頭）
- 菊地 龍道（東京都立第一中学校長）
- 吉川 茂仁香（私立聖心女子学院専門中学校長）
- 勝田 道子（私立精華高等女学校長）
- 三門 八郎（東京都立桜町高等女学校長）
- 中島 真考（私立芝中学校長）
- 唯野 真琴（私立横浜女子商業学校長）

- 高橋 隆道 (東京農林専門学校長)
富山 保 (横浜工業専門学校長)
山賀 辰治 (神奈川県立工業学校長)
高島 善哉 (東京産業大学附属予科長)
小野 政孝 (東京都立中央区東葦青年学校長)
奥居 菊蔵 (栃木県立宇都宮農業学校長)
乗富 丈夫 (私立日本光学青年学校長)
石井 勤 (東京帝国大学事務局長)
伊原 貞敏 (早稲田大学理事)
西山 種男 (東京都立第四商業学校長)²⁾

この正式の委員名簿と、3月17日の会議にCI&E教育課に提出された仮名簿とを比較すると、第一高等学校校長の天野貞祐にかえて同校教頭麻生磯次となっていること。埼玉県立熊谷農業学校長の中務三郎にかえて栃木県立宇都宮農業学校長の奥居菊蔵が入っていること、東京産業大学附属商業専門部主事の山中篤太郎にかえ、同大学附属予科長の高島善哉とされていることである。ただし、委員の数は17名と変わらず、新制高等学校段階に対応すると見られるすべての学校の関係者が網羅されている。しかし、委員構成の特徴を見ると、旧制の高等学校や大学予科あるいは専門学校など、結局は、新制高等学校ではなく、それより上の高等教育機関として転換することになった学校の関係者もかなりのウエイトを占めている。このような人的特徴は、設置基準の議論、特にその水準の議論に関し微妙な影響を与えたと思われる。なお、委員一覧の末尾には「備考」として、「右の委員によって一般的な事項についての基準を設定するものとし専門的な課程に応ずる事項については、委員を追加依頼して審議するものとする。」²⁾と、専門的な事柄については、特別な委員を選んで審議することが定められている。

第2節 設置基準設定委員会におけるオズボーンの示唆

前述の史料によると、「新制高等学校設置基準設定委員会」は毎週水曜日の午前10時から会議をもち、まず、「編成」・「設備」および「経費及び維持の方法」などの内容から審議を始めたようである³⁾。ところで、この委員会にはCI&E教育課の担当官が出席して意見を述べることがあったが、一応、設置基準に関する一次案ができた1947(昭和22)年4月23日の第5回委員会で、CI&E教育課のM.L.オズボーンが、新制高等学校の設置基準の考え方についてまとまった意見を述べている。このオズボーンの見解については、文部省側が記録をとって翻訳しているが、それは以下のような内容になっている。

- 「一、高等学校の基準は大学に制約されないで独立に考究しなければならない。
- 二、恒久的な基準は現状に関する十分な資料をもって完全に検討した後に立てることが必要である。
- 三、基準を設定するには理想的なものよりも現実の経済状態を考慮に入れた実際的なものを作らねばならない。
- 四、基準として学校の大きさの上限と下限とを定めるがよい。小さい学校では、体育館、図書館等の設備が困難であり、大きすぎると管理が困難になる。」⁴⁾

このオズボーンのコメントから推察すると、設置基準設定委員会では、大学とのつながりを配慮して、新制高等学校の水準はかなり高いものとして構想され、その水準に応じて設置基準の議論がなされていたようである。

さらに、オズボーンはこのコメントのなかで、決定した基準を「ハンドブック」の形で刊行することを勧めており、その内容として以下の事項をあげている。これはCI&Eの新制高等学校設置基準の構想を示すものとして興味深い。

- 「1 高等学校は町村のあらゆる少年少女に教育の公平な機会を与へるべきこと。
- 2 夜間及定時制の課程でも普通の課程と同等の教育を行ふべきこと。
- 3 高等学校はいずれは専用の校地、校舎をもつべきであること。
- 4 建物の具体的基準——これは教科課程に密接に関連させて。
- 5 各学校は、教育基本法と学校教育法に基づく独自の教育理論及び教育目的を校長、教師、生徒、一般の人々の協力によって樹立しこれを明文化しておくこと。
- 6 右の各学校の教育目的は常に修正され学校のあらゆる活動がそれに即したものであること。
- 7 生徒の自治がよくなされているかどうかは高等学校の基準として大切なことである。
- 8 校長、教師の資格の問題。(恒久的基準と臨時的基準)
- 9 実際に利用出来る図書室とその設備。
- 10 一つの町村に一つの高等学校しかない場合には盲啞者などを就学させるための設備。
- 11 高等学校はあらゆる部面における生徒補導の計画案を作成すること。
- 12 教師が学校管理に関与すべき範囲。
- 13 教授法の基準。
- 14 教師一人当りの生徒数。
- 15 授業日数の最低基準。
- 16 進級卒業の基準。
- 17 学籍簿について。
- 18 父兄の関心や教師の研究について。
- 19 衛生的方面の基準。
- 20 換気 暖房 明暗度 給水 便所の設備。

21 建物毎に清掃責任者を定めておくこと。]⁴⁾

この内容を見ると、設置基準に盛り込む事項として、学校の施設・設備だけではなく、各学校の教育目標とその制定の手續、教授法、学校運営、生徒自治、ガイダンス（ここでは「生徒補導」と訳してある。）、教師の研修など、新制高等学校の性格や教育の在り方全体に関係する領域が想定されている。CI&E 教育課の計画では、新制高等学校の学校運営や教育活動の具体的な方針についても、学校の基準として公にして、高等学校の民主的性格の発展や水準の向上のためのガイドラインとしていくことが構想されていたといえるのである。こうした学校の運営や教育の望ましい在り方を指針として示すことは、結局は、設置基準とは別に、『新制中学校 新制高等学校 望ましい運営の指針』（1949年4月）などの文部省の刊行物のなかに盛り込んで実現することとなる。しかし、当初は、CI&E 教育課の設置基準の構想のなかに、生徒および住民の参加による学校教育目標の決定や、生徒自治の尊重、教師の研修などが含まれていたのである。このことは、設置基準の設定を通じて、民主的な学校の性格や自治的な学校づくりを保障しようとしたものとして注目される。

第3節 CI&E の設置基準の構想

設置基準設定委員会によって高等学校の設置基準案の検討が進められていた1947（昭和22）年4月には、CI&E 教育課の中等教育担当官のうち、L. J. ボールス女史（Luanna J. Bowles）が地方に出張しており⁵⁾、M. L. オズボーンはCI&E の発行する冊子の編集に忙殺されていて、CI&E 教育課と文部省関係者との中等学校関係の会議はほとんどもたれていない。しかし、5月になると高等学校設置基準案をめぐる頻繁に会議が開かれている。

ところで、この時期、CI&E 教育課内では、課長の M. T. オア（Mark T. Orr）の求めに応じて、教育課内の各係（Unit）の担当官がコメントを付けた活動報告を提出しているが、中等学校担当官であった M. L. オズボーンは、

その報告(5月17日付のオズボーンからオアへの Memorandum)⁶⁾のなかで、以下のように、「高等学校基準の設定」を「一般社会科の教科書編集」と並んで中等教育係の作業のうち当面最も重要な課題として位置付けている。

「学校教育法および再編成の手引は、中学校と高等学校を設置するための簡単な指針のみを示した。それらが正しい方向に発展していくには、さらに多くの情報が必要である。教育課程・教授方法・校舎・生徒数と教員数の比率・ガイダンス・図書館・授業計画・学校規模・学校と地域との関係・入学・進級・進学・哲学・目的などの領域において目標となるもの、およびなんらかの暫定的な最低基準を設定しようとしている。そしてこれは、新制中学校と新制高等学校とを完全に描写することとなり、その向かうべき現実的な実際の目標を設定することになる。」⁶⁾

ここで示されている設置基準の内容も、前述したオズボーンの示唆と同様、校舎・施設・設備といったいわゆる外的諸条件より、むしろ学校教育の内的事項に関わる教育活動の性格や質あるいは学校運営の在り方などがあげられている。総じて、設置基準の内容が民主的で大衆的な新しい中等教育の具体的なイメージを指し示す指針として捉えられていたといえる。

そしてさらにオズボーンは、設置基準の設定が学校制度改革において不可欠なものであることを、以下のように解説している。

「学校教育法で表明された目的を達成するため各学校は諸目標を知らねばならない。転換期間中に詳細な学校の指針が決定的に重要である。」⁶⁾

また、設置基準を冊子として刊行し、各学校の利用に供する計画についても述べている。

しかし、設置基準とアクレディテーション・システムとの関係については、設置基準設定の作業の一環として、アクレディテーション団体創設の計画を含んでいないこと、多数の高等学校が設立されるまでは、アクレディテーション・システムの導入が時期尚早であることなどが論評されている。最終的にはアクレディテーション・システムの導入を予定しながらも、当面は設置

基準の設定とは切り離して考え、将来の課題として位置付けているのである。なお、この報告には、当面は新制高等学校の設置基準の策定に力を注ぎ、それが終わった後に、新制中学校の設置基準の策定作業に着手する計画であることが記されている。CI&E 教育課では、高等学校設置基準の策定に着手した最初の段階から、すでに中学校の設置基準の設定を計画に入れていたことが明らかである。

第4節 文部省の設置基準の構想

文部省の学校設置基準の初期の構想は、学校教育法案の形成過程のなかでかいま見ることができる。学校教育法案の形成過程は、これまでの研究で、ある程度そのアウトラインが明らかにされているが、それによると、1947（昭和22）年1月14日付の「学校教育法案」に初めて設置基準という文言が現れる。すなわち、同法案の第一章「総則」第二条で、「学校の設置者は、学校の種類に応じ、命令の定める設置基準にしたがい、学校を設置しなければならない。」⁷⁾とされたのである。ところで、後の学校教育法施行規則に盛り込まれる内容の草案（施行規則案と見られるもの。）が残っているが、この法案以前に作成されたと見られる高等学校に関するもの（「高等学校規則」⁸⁾と題する草案で、1946年12月28日付の「学校教育法案要綱」⁹⁾に対応して作成されたと推測される。）には、「設備」の項目で、「高等学校には学校の種類及び規模に応じ別に定める基準に依り校地、校舎、体操場、校具、其の他必要なる設備を備えることを要す。」⁸⁾という規定が見られる。施行規則とは別に一定の基準を設けることは、文部省においても早くから構想されていたといえるのである。しかし、その設置基準の内容は施設・設備などの外的条件に限定されているのが特徴的である。

次に、この時期の高等学校以外の学校の設置基準の構想を見ると、先の「高等学校規則」とほぼ同じ時期に作成されたと推定される学校教育法施行規則案の大学の部分のもの（第^[777]章 大学¹⁰⁾と題した草案。）には、大学設立標

準に関する規則は命令を以て別にこれを定める」とあるが、中学校および小学校の部分（「学校教育法施行規則（省令）要項」¹¹⁾および「第^{（七七）}章 中学校（要項）」¹²⁾）には、設置基準の規定はない。中学校の設置基準については、文部省は高等学校と同様の性格をもったものとして計画していなかったか、あるいは当初から設定することは予定されていなかったのではないかと考えられる。施行規則案全体を見ても、中学校の部分は小学校の規定を準用している事項が多く、新制中学校に関して、初等教育と中等教育の質的違いを意識的に追求しているとは思われない。

1947（昭和22）年1月14日付の「学校教育法案」で、初めて明示的に設置基準の語が登場するが、その法案に対応すると推定される「学校教育法施行規則案」¹³⁾では、第一章「総則」の箇所で、以下のように定められている。

「第一条 学校には学校の種類及び規模に応じ、別に定める設置基準にしたがい、校地、校舎、校具、体操場、実習設備その他その学校の教育上必要な諸設備を備えなければならない。（以下略）」¹³⁾

さらに、設置基準設定の手続きについては、第二条で「学校の設置基準は、それぞれ、学校設置基準設定委員会の議を経て、文部大臣がこれを定める。学校設置基準設定委員会に関する事項は、文部大臣がこれを定める。」と規定されている。この草案では、設置基準の設定を高等学校以上の学校に限定することは明記されていないが、設置基準に盛り込む内容は、従来の草案と同様に、施設・設備などの外的条件に限定されている。

次に、学校教育法案が確定した後の施行規則案を見てみると、3月24日付の「学校教育法施行規則案」¹⁴⁾では、第一章「総則」のなかで設置基準に関する節を独立させ「第一節 設置基準」とし、そこで設置基準の内容そのものを定めている。しかしながら、その内容はきわめて簡略なもので、高等学校については、編制・諸設備・教員数・学級定員などの4か条に過ぎない。また、中学校については、ほとんどすべての事項が小学校の規定の準用となっている。しかし、4月7日付の「学校教育法施行規則案」¹⁵⁾では一転

して、高等学校については、「学科の種類」、「設備及び基準」は「別に定める高等学校設置基準による」と規定されている。大学についても同様に設置基準を定める旨の規定があるが、中学校以下の学校にあっては、設置基準を別に定める旨の規定は見当たらない。

ところが、4月19日付の「学校教育法施行規則案」¹⁶⁾では、中学校・小学校・幼稚園でも、設置基準を別に定めるという規定が現れる。こうして、学校教育法施行規則は1947（昭和22）年5月23日に制定されるが、制定された施行規則の条文も、4月19日付の施行規則案と同様、すべての学校段階で設置基準を予定する規定がなされている。

以上のように、文部省の学校設置基準の構想は二転三転するが、設置基準の内容としては、一貫して、施設・設備などの外的事項に関わる諸条件に限定して考えられており、学校段階としては、当初、高等学校以上で設置基準を設定するよう予定されていたようである。こうした、文部省の構想は、設置基準を学校の教育活動や運営の在り方を示す指針と見るCI&E教育課の構想とは、大きくかけ離れていたといわざるを得ない。

〔注〕

- 1) The Report of Conference, Monta L. Osborne, 17 March 1947. *GHQ/SCAP Papers, CI&E Records*, Box 5363. (以下では、The Report of Conference, Osborne, '47.3.17. Box 5363. というように略す。)
- 2) 『大田周夫氏旧蔵文書』106（国立教育研究所所蔵、以下『大田文書』とする。数字は簿冊の仮番号である。）、「新制高等学校設置基準設定委員会」と題する簿冊中の文書。
- 3) 同上史料。
- 4) 『大田文書』107、「第五委員会（昭二二，四，二三）におけるC, I, E, オスボン氏の談話要点」と題する文書。
- 5) The Report of Conference, Osborne, '47.5.15. Box 5363.
- 6) Memorandum to Orr from Osborne, '47.5.20. Box 5363. このメモランダムの中なかに報告が載せられているが、報告の日付は5月17日となっている。
- 7) 『春山順之輔氏旧蔵文書』NE 025（以下、『春山文書』とする。記号と数字は所蔵先である日本私学教育研究所で付した整理番号である。）

- 8) 『春山文書』 NE 015。
- 9) 『春山文書』 NE 024。
- 10) 『春山文書』 NE 013。
- 11) 『春山文書』 NE 014。
- 12) 『春山文書』 NE 018。
- 13) 『春山文書』 NE 026。
- 14) 『戦後教育資料』 VII-17。
- 15) 『戦後教育資料』 VII-18。
- 16) 『戦後教育資料』 VII-19。

第II章 高等学校設置基準に関する 文部省と CI&E の議論

第1節 設置基準の性格をめぐって

前述したように、『大田周夫氏旧蔵文書』のなかには、高等学校設置基準を作成した際の資料が一括して残されているが、それによると、「新制高等学校設置基準設定委員会」は、早くも1947(昭和22)年4月23日付で、「編成」、「設備」などを内容とする設置基準の第一次案を作成したことが知られる。ところで、その草案とともに、「専門学校設立基準(農・工・経・女)」および「中等学校設置認可条件」という文書がとじ込まれている¹⁾。これらの文書は、おそらく、設置基準設定委員会の作業の参考資料として配付されたものであると思われる。これらの文書は、学校の設置認可に関する文部省の内規とでもいうべきもので、生徒数・教員数・校地・校舎・体操場・校具・実習地・照明・教員資格などの基準が規定されており、その内容はいわゆる外的事項に関したもので、学校教育目標や学校運営に関した事項は見当たらない。要するに、文部省としては、設置基準というものを監督庁による学校の設立認可の基準とみなしていたのである。結局、旧制度での学校の認可条件のアナロジーで設置基準を理解していたと考えられる。

ところが、他方 CI&E 教育課は、必ずしも文部省等の行政官庁が学校の設置認可を決定する制度を想定してはいなかった。前述したように、将来的には、ア krediteーション団体によるア krediteーション・システムの導入を想定していたのである。したがって、設置基準は認可基準としてではなく、学校が達成すべき教育や運営の在り方や水準として理解されていたのである。この文部省と CI&E 教育課の設置基準の性格をめぐる考え方は微妙ではあったが、基本的な点で違い違っていたのである。この考え方の違いは、両者の会議のなかでしばしば問題となっている。

たとえば、1947 (昭和22) 年5月16日に、日高第四郎学校教育局長は CI&E 教育課の高等教育担当官および中等学校担当官と会議²⁾をもっているが、この会議で、設置基準に関する見解の相違が重要な対立点となっている。この会議は、その数日前に、高等教育担当官のホームズ女史 (Lulu Holmes) の「大学附属の中等学校はすぐにでも新制高等学校として発足できる」との発言に、日高局長が反論したことをめぐって、再度疑義を明らかにするために開かれた会議であった。日高局長は、新制高等学校の発足は、文部省への申請と設置基準に照らした認可が必要だと主張していたが、ホームズ女史とともにこの会議に出席したオズボーンは、「新制高等学校が大学準備の学校・総合制学校・専門的職業学校のいずれであっても、あるいは、認証された (accredited) 高等学校か認証されていない高等学校かのいずれであっても、第10・11・12学年の段階はすべて上級中等学校すなわち高等学校といえるのである。」²⁾と述べ、高等学校となるには文部省の認可を必要とするという日高局長の見解と真っ向から対立している。

そして、オズボーンは、設置基準の在り方に関する CI&E 教育課の構想を、以下のように述べている。

「今の時点での唯一の実際の措置は、再編成過程の間、高等学校が達成すべき暫定基準ないし将来の目標を策定することである。そうした暫定基準は研究と調査によっておそらく改定されるだろうが、それは将来の評価制

度の基礎を形成するであろう。』²⁾

将来的には、アクレディテーション・システムのような評価制度の導入を構想しており、設置基準は改定を重ねその制度の基礎として機能するようになることを想定していたのである。

以上のように、設置基準の性格をめぐることは、文部省と CI&E 教育課との間には、決定的ともいえる考え方の違いが存在していた。文部省は、設置認可の条件として設置基準を考えていたのに対し、CI&E 教育課は、学校の設置を原則として自由とする一方、公の基準を設定してそれを学校の達成すべき目標あるいはアクレディテーション・システムの基礎として考えていたのである。結局のところ、こうした両者の考え方の相違は、文部省等の行政官庁の学校認可権の存否、および学校の管理・監督の在り方、学校教育の諸条件や水準の維持・向上を図る政策の構想など、学校行政に関する基本的な見解の違いに由来していたといえることができる。

第2節 新制高等学校の水準をめぐる

次に設置基準の策定で問題になった点は、新制高等学校の水準をどの程度とするかであった。「新制高等学校設置基準設定委員会」は、1947 (昭和 22) 年 4 月 30 日までに、設置基準策定の前提となる高等学校の「学科」および「学力の程度」に関し、以下のような内容を決定している。

「高等学校設置基準設定委員会既決事項 (昭二二, 四, 三〇現在)

甲, 学科について

一, 高等学校には、次の学科の一つ又は二つ以上を置くことができる。

文科, 理科, 農業に関する学科, 水産に関する学科, 工業に関する学科, 商業に関する学科, 家庭科, 厚生科, 商船科, 外国語科, 音楽科, 体育科, 宗教科, その他専門教育を施す学科として適当な規模内容があると認められる学科

二、高等学校は、前条の学科を分合した学科を設けることができる。
乙、高等学校の学力の程度について

基準設定の基礎となるべき高等学校卒業者の学力の程度については、諸般の事情にかんがみ、当分の間、これを従前の制度による高等学校高等科第一学年修了の程度に保つことを目途とするものとする。但し、できるだけ早い時期において、これを従前の制度による高等学校高等科第二学年修了の程度に高めるよう努力するものとする。』³⁾

この「既決事項」はCI&E教育課に送付され、その内容に関して、5月15日に、文部省学校教育局中等教育課の中村新一課長と大照完事務官、およびCI&E教育課中等学校係のM.L.オズボーンとL.J.ボールス女史とで会議をもっている。オズボーンはその「既決事項」の内容について、まず、「新しい学校制度への理解あるいは変革への熱意の欠如を示している。』³⁾と批判し、そこで示された専門的な学科編制について、以下のように述べて問題にしている。

「高等学校で異なる教育課程を与えるという勧告は、望ましい何ものかを看過している。第一に、大学準備課程を文科と理科に分けるのは、新制大学の教育においてもそうした区分を廃止するであろうから、もはや、いかなる目的にも役立たない。(中略)おそらく農業・水産・工業・商業・家政という区分された課程を提供する専門的な職業学校はできるだろうが、中等教育の上級段階では、専門分化した宗教学校・外国語学校・体育学校・音楽学校を正当化することは困難であろう。』⁴⁾

次に、新制高等学校の生徒の学力水準については、特別に出席を求められたCI&E教育課の高等教育担当官E.F.ウィグルスワース(Edwin F. Wigglesworth)が、旧制高等学校の後半の2か年は新制高等学校ではなく大学に吸収されることが予定されているので、新制高等学校卒業者の学力水準が旧制高等学校第2学年修了者のそれと同等であるべきだとする決定が、非現実

的であることを説明している。

このように、「新制高等学校設置基準設定委員会」では、必ずしも中等教育の民主化と大衆化といった中等教育再編成の理念にそって設置基準の策定が進められてはいないことが明らかになった。そこで、これを懸念したオズボーンは、毎週水曜日の「新制高等学校設置基準設定委員会」の会議に、CI&E 教育課の中等学校担当官が出席することを求めている。そして、この5月15日の会議内容に関して、カンファレンス・レポートで、「現在発足過程にある下級および上級の両者の中等学校において、暫定であれ信頼できうるめざすべき目標を設定することは決定的に重要である。」⁴⁾と論評し、設置基準の重要性を強調している。

第3節 旧制高等学校との関係をめぐって

「新制高等学校設置基準設定委員会」が、「既決事項」(1947年4月30日付)で、いったん、新制高等学校の水準を旧制高等学校の第2学年までの水準とするよう決定した背景には、教育刷新委員会の「新制高等学校の程度に関すること」(1947年4月11日)などの建議があったと考えられる。この建議は、1947(昭和22)年4月11日付の教育刷新委員会の他の建議と一括して、『大田周夫氏旧蔵文書』のなかの「新制高等学校設置基準設定委員会」の簿冊にとじられている。したがって、「既決事項」の決定や設置基準の検討には、この教育刷新委員会の建議が参考にされていたと推測されるのである。周知のように、この建議は以下のように、新制高等学校の水準を従来の高等専門学校の水準とすることを求めている。

「新制高等学校の程度に関すること

新制高等学校の内容が新時代の要求に適応するものであることは言うまでもないがその程度はおよそ現在の高等専門学校の程度を基準とすること。」⁵⁾

また、新制高等学校の教員資格も、建議「教員の資格について」(1947年4

月11日)のなかで、「新制高等学校の教員は現在の高等専門学校の教員資格を有する者を原則とすること。』⁵⁾と決議している。

こうした教育刷新委員会の動向もあり、文部省内でも、新制高等学校を旧制高等学校と同等の水準として位置付ける考えは根強かった。しかし、前述したように、CI&E教育課は、こうした構想が中等教育改革の趣旨に即さず、また非現実的なことなどを主張して批判した。しかも、その批判はことのほか鋭いものであった。それは、新制高等学校の水準を高く想定しようとする裏には、新制高等学校の制度のなかに旧制高等学校を温存しようとする文部省当局の意図があるとCI&E教育課が判断していたからである。たとえば、前述した5月17日付のM.T.オア教育課長へのM.L.オズボーンの報告⁶⁾では、新制高等学校設置基準の策定作業が当面している障害の一つが、「上級中等学校を旧制高等学校と性質も目的もよく似た排他的な学校としていこうとする文部省の一部の企図である。」⁶⁾と論評している。このように、1947年5月の時点では、CI&E教育課と文部省とが、新制高等学校の水準をめぐる鋭く対立していたのである。

たとえば、前述の5月16日の日高学校教育局長とM.L.オズボーンおよびL.ホームズ女史らとの会議でも、この点が重大な問題とされている。日高局長は、教育刷新委員会の決議を援用して、新制高等学校の水準を旧制高等学校の水準と同等にすることを主張したが、オズボーンはこの会議のカンファレンス・レポートのなかで、こうした意見に対し、「新制高等学校を高度な選抜的なタイプの学校とすることによって、旧制高等学校を復活させようとする試みであり、明らかにその一環であった。』⁷⁾と論評している。そして同様の動きとして、新制高等学校の水準を旧制高等学校の水準と同等にしようとするもののほか、学校教育法で修業年限4年以上の高等学校の規定を設けたこと。中等学校にもかわらず高等学校という名称を用いることに固執したこと。ことあるごとに職業高等学校と大学準備課程の高等学校とを分離させ、後者のみを高等学校としようとする企図していること。総合制高等学校

の理念に反対し、総合制という名称の使用を避けていることなどを指摘し、厳しく批判している。

そして、この会議のカンファレンス・レポートのなかで、オズボーンは、「新制高等学校が選抜的なタイプの学校ではなく、現実に大衆的教育のため中等学校となる十分な保障」⁷⁾を与える設置基準を設定することが、こうした問題を解決するために重要であり、そのために設置基準の策定を監督することが必要であることをコメントしている。また、この論評のなかで、高等学校の希望者全員入学の原則についても、以下のように言及している。

「米国使節団が意図し、教育課が意図してきたのは、上級中等学校は、第9学年をこえて学校教育を継続することを望むすべての者が進学できるということである。ただ、施設の不足によってのみ制限されているが、経済の復興によってしだいに拡張されるということである。選抜は何年かの間必要であろうが、それは施設の限界という事実のみに立脚すべきである。」⁷⁾

ところで、後に見るように、『新制中学校 新制高等学校 望ましい運営の指針』(1949年4月)は、学校基準の一部ともいえる性格をもった文書であるといえるが、周知のように、この文書には、新制高等学校の希望者全員入学の原則が明記されている⁸⁾。しかも、その叙述は、このオズボーンのコメントときわめてよく似ていることが注目される。

第4節 高等学校設置基準の前提

M. L. オズボーンは、「新制高等学校設置基準設定委員会」に1947(昭和22)年5月22日以降定期的に出席して、新制高等学校の基本的性格に関わる点などについて議論している。5月22日の設定委員会の会議では、新制高等学校を旧制高等学校と同等の性格と水準をもつものとしていこうとする委員会の構想を清算するのに力を注いでいる。そして5月22日の会議では、議論が重ねられた末、結局、新制高等学校が旧制高等学校とは異なる大衆的

性格をもつものであることが確認されるに至っている。この会議のカンファレンス・レポートで、オズボーンは会議の結論を以下のようにまとめている。

「新制高等学校は大衆的教育のための学校であり、きわめて少数の学校と選抜された生徒集団しか存在しないような、高い基準を設定すべきではなく、職業学校さえ専門的なタイプの高等学校でありえるという理念を文部省は採用した。」⁹⁾

また、新制高等学校を文科と理科等に分けることについても、それを実施しない方向で議論が進められた。さらに、同日の会議ではオズボーンのリードのもと、高等学校設置基準設定の前提となる基本文書が確認された。すなわち、(1) 学校教育法、(2) 教育基本法、(3) 「新学校制度実施準備の案内」(1947年2月17日)、(4) 「新制高等学校の教科課程に関する件」(1949年4月7日、発学156号。カンファレンス・レポートでは発学149号とあるが発学156号の誤りと思われる。)を徹底的に研究したうえで、設置基準の設定作業に入ることで一致を見た。ついで、設置基準設定の作業日程については、デッドラインを1947(昭和22)年8月1日とし、作成された設置基準は学校基準要項として刊行する計画が明らかにされた⁹⁾。

第5節 青年学校と定時制高等学校との関係

青年学校をどう改革するかは、学校制度全体の改革と絡んで、文部省では早くから検討課題の重点になっていた。坂元彦太郎課長を中心とする青少年教育課は、1946(昭和21)年以降、CI&E教育課および文部省の中等教育課とともに6・3・3制の採用を一応の前提として旧制度の転換を検討していた。そして、7月下旬頃、とりあえずの構想が出された。それは、国民学校高等科を下級中等学校の母体に、青年学校を定時制上級中等学校の母体に、中学校・高等女学校などの中等学校を上級と下級の両者の中等学校の母体に、それぞれ想定するものであった¹⁰⁾。

その後の文部省の学校転換計画でも、こうした構想が基本をなしていた。

たとえば、1946 (昭和21) 年12月24日の文部省省議の際の資料とされる「学校の切替実施要領案」は、青年学校本科の転換に関し以下のように記している。

「(二) 青年学校の措置

(中略)

2. 本科は二十二年度限りこれを廃止して二十三年度に上級中学校(フルタイム又はパートタイム)を編成し本科一年乃至三年修了者は夫々その一年乃至三年に編入する。本科四年五年修了者は上級中学校の相当学年に編入する。(1. 3. 4.の項目は省略)¹¹⁾

青年学校を高等学校制度の一部に包含していくことは、この時期、文部省の一応の方針になっていたと見られる。1947 (昭和22) 年5月23日の文部省内の組織の再編成に際し高等教育課(新制高等学校に関して所管)が組織され、課長に大田周夫が就任するが、青年学校の転換については青少年教育課(再編成によって廃止)から事務を引き継いでいる。ところで、その際の、坂元青少年教育課長(初等教育課長へ異動)から大田高等教育課長への事務引継の会議のメモが残されているが、それには以下のように記されている。

「坂元初等教育課長から事務引継 二二, 五, 二七

(中略)

新制高等学校の課程により指導するよう通牒(二一, 一二)し将来パートタイム高等学校に移更の可能なるよう研究実施することゝせり
東京都に残れる青年学校四九校中六校を研究指定校とす

(中略)

青年学校当事者の要望としては勤労青年の教育に重点を置いて普通課程の高等学校になるよりパートタイムの高等学校になることを希望せり

(中略)

C, I, E, オズボン氏はパートタイム高等学校の八十五単位を強調するも施設設備の低下は止むをえざるものと認むるものゝよう(後略)¹²⁾

ここでは、新制高等学校の教育課程を青年学校で先導的に実施する旨の通牒が出されたことが示されている。また、前述した「学校の切替実施要領案」と同一の文書がこの時期の地方の学校所蔵文書のなかで発見される場合があるので¹³⁾、青年学校の新制高等学校への転換については、1947（昭和22）年早々からも準備が進められていたと推定される。

たとえば、東京都においては、都の政策として、1947（昭和22）年度に青年学校を統合し、新制高等学校の教科課程に準拠して教育を行なうよう再編成がなされた。これは、文部省の研究指定と関連した施策であると考えられるが、その内容を示す文書が、『大田周夫氏旧蔵文書』のなかの「新制高等学校設置基準設定委員会」関係の簿冊のなかに残されている。その文書は「昭和二十二年度に於ける青年学校運営に関する措置要項」¹⁴⁾と題し、方針・編制・職員・教科課程・学級・学校の統合・経過措置の7項目にわたり、別に、12項目の「一、課程作成上の方針」と「二、共通基準教科課程案」および農業・工業・商業・女子・大学進学準備の各課程の教科表が付されている。ここで示されている改革の要点は、都内の青年学校を統合し、修業年限2年の予科と、3年ないし5年の高等科に再編して、予科は新制中学校第1および第2学年の教育課程を、高等科では定時制として新制高等学校の課程を課すというものであった。そして、それに応じて職員や学級定数などの措置がとられている。この資料は、新制高等学校発足の準備が、まず、青年学校の改革として組織的・政策的に取り組みされたことを示すものとして注目される。ただ、定時制高等学校と全日制高等学校との同等性の確保という点については、その後の、設置基準の議論の過程においても、必ずしもスムーズに決定されたわけではなかった。

* 『新制高等学校実施の手引』、『新制中学校 新制高等学校 望ましい運営の指針』の成立過程に関連する本論文の第III章以降は、本論集の次号に掲載する予定である。

〔注〕

- 1) 『大田文書』106。
- 2) The Report of Conference, Osborne, '47. 5. 16. Box 5363.
- 3) 『大田文書』106。
- 4) The Report of Conference, Osborne, '47. 5. 15. Box 5363.
- 5) 『大田文書』106。
- 6) Memorandum to Orr from Osborne, '47. 5. 20. Box 5363. 報告の日付は5月17日。
- 7) The Report of Conference, Osborne, '47. 5. 16. Box 5363.
- 8) 『新制中学校 新制高等学校 望ましい運営の指針』(1949年4月)では、周知のように、入学者選抜に関し以下のように述べて、希望者全員入学が望ましいことを示している。
「選抜をしなければならない場合も、これはそれ自体として望ましいことではなく、やむをえない害悪であって、経済が復興して新制高等学校で学びたい者に適当な施設を用意することができるようになれば、直ちになくすべきものであると考えなければならない。」(p.113)
- 9) The Report of Conference, Osborne, '47. 5. 22. Box 5363.
- 10) 前掲、拙稿「戦後日本の6・3・3制成立経緯に関する研究(1)」および同(2)、この点について詳しく論じた。
- 11) 『春山文書』NE 009。および山内太郎編『学校制度 戦後日本の教育改革 5』東京大学出版会、1972年、p.86 参照。
- 12) 『大田文書』106。
- 13) 千葉県総合教育センター『戦後千葉県教育の史的研究』(1987年3月、山本直彦研究員の執筆による。)によると、千葉県下の学校所蔵文書にこの書類が見いだされとのことである。
- 14) 『大田文書』106。

(1990年6月30日脱稿、提出)